

平成25年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成25年9月5日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕5番 伴議員

1. 公共下水道事業について

①中長期収支計画の中で債務返済計画について伺う。

②接続率向上の取り組みと成果について伺う。

③下水道事業会計の将来の見通しについて伺う。

2. 小中学校の環境整備について

①猛暑対策として町内各小中学校へエアコンを設置すべきではないのか。

②小中学校のLED照明器具の導入計画はどのようになっているのか。

〔2〕8番 小野議員

1. 歳入歳出決算審査について

①監査委員の決算審査と議会の決算認定制度を問う。

②決算審査の審査結果を町の行財政運営の改善と適正化のために、どのように活かしているのかを問う。

2. 決算審査意見書の「むすび」について

①町債には頼らず、単年度収支が赤字となったことで、今後の歳入歳出の予算計上を、どのように考慮するのかを問う。

②施設の維持管理費についての指摘に対して、それぞれの担当者の認識と対応を問う。

③地域集会所建築にかかる坪単価についての指摘に関して、その対策を問う。

④実質的な遊休地の保有状況と早期の活用・処分の検討についてを問う。

〔3〕14番 木澤議員

1. 職員の夏季休暇について

①夏季休暇変更の内容について。

②組合との話し合いについて。

③今後の考え方について。

2. 社会保障改革プログラム法案について

①もし実施されれば、町や住民にとってどんな影響があるのか。

(1) 少子化対策について。

(2) 医療制度について。

(3) 介護保険制度について。

(4) 公的年金制度について。

3. 子ども医療費無料化の考え方について

①取り組みの意義・効果について。

②今後の考え方について。

〔4〕 13番 里川議員

1. 夏季閉庁の効果と今後の考え方について

①町がやるべき取り組みなのか。

効果から見えてきたものをどう考えるのか。

②日程の取り方や周知について。

2. 教育委員会のあり方について

①松江市教育委員会のことがテレビなどで報道されていたが、当町でもおこりうる事案なのかどうか。どういう問題まで委員会に諮られているのか。

②議会で否決となった場合の案件については、どのような考え方を示すのか。

3. 今後の学童保育のあり方について

①この間の児童数の推移はどうなっているのか。

②保護者の就労形態や家庭環境による需要にどうこたえているか。

4. 新子育て支援システムの動向と保育所のあり方について

①今でも待機児がある状況をどのように解消していけるのか。

〔5〕 11番 飯高議員

1. 産前・産後における支援の充実について

①産前・産後の支援の状況について問う。

②産前・産後のケア事業について問う。

2. 特別警報と防災対策について

①ゲリラ豪雨における対応と特別警報について問う。

②防災対策としての雨水貯留と雨水利用について問う。

3. がんの早期発見について

①がん検診の状況について問う。

②胃がんの早期発見のためのペプシノゲン検診について問う。

4. 高齢者優待券の拡充について

①高齢者優待券の選択肢の拡充について問う。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 改めまして、おはようございます。

これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以前、平成22年12月議会の一般質問で公共下水道事業について質問をさせていただきましたことを踏まえ、再度、質問をさせていただきます。

まず、中長期収支計画の中で、債務返済計画についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道事業は長い年月と多額な投資が必要となる一方で、施設の耐用年数が非常に長く、世代を超えてご利用いただける施設であること、そして、世代間の負担の公平を図る目的から、下水道事業債の措置がされております。

施設の建設費用につきましては、2分の1を国の交付金、その残りを地方債で賄い、計画的に整備を進めているところでございます。

まず、起債残高等の状況と推計についてご説明をいたしますと、起債償還残高では、平成24年度末の償還残高は82億9,354万3,639円となり、10年後の平成34年度末の起債残高は約82億9,540万円。20年後の平成44年度末の起債残高は約69億5,740万円と推計いたしております。

また、元利償還額につきましては、平成24年度は、元金償還額が2億5,755万7,594円、利子償還額は1億8,059万588円、合計では4億3,814万8,182円となっておりますが、10年後の平成34年度の元金償還額は約4億7,000万円、利子償還額は約1億7,700万円、合計といたしまして約6億4,700万円となり、20年後の平成44年度末には元金償還額が約4億9,000万円、利子償還額は約1億5,400万円、合計といたしまして約6億4,400万円と推計をいたしております。

このようなことから、一般会計からの繰出金につきましては、平成24年度で4億1,

113万5,416円となりますが、10年後の平成34年度では約5億9,900万円、20年後の平成44年度では約5億5,700万円、一般会計からの繰入金が必要と見込んでおり、それらは町の財政から負担いただくこととなっております。

なお、下水道事業に伴う公債費につきましては交付税措置の対象となり、平成24年度では公債費の45%に当たります約2億円が交付税措置の対象となっております。

次に、ご質問の元利償還計画につきましては、借入時の償還条件によりまして、固定金利方式の5年以内据え置き、その後、25年の元利均等償還により、計画的に償還をいたしております。元利償還にかかる公債費の財源につきましては、下水道加入負担金、下水道使用料及び一般会計からの繰入金で賄っております。

しかしながら、下水道事業は施設の整備に要する費用が巨額の割に収入規模が小さく、採算に至るまで長期にわたることから、そのほとんどを一般会計からの繰入金で賄うこととなり、町の財政状況との調整が不可欠となっております。

そのことから、下水道事業におけます財政推計を作成し、一般会計の財政規模や財政計画に応じた整備の進捗や、地方債の元利償還を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 元利償還計画は5年以内据え置き、その後、25年かけてほとんど一般会計の繰入金で償還するという事は、借入れから完全に返済が終わるまで30年かかり、世代を超えて町民全体で下水道事業を支えていかなければいけないことを広報していただくように、よろしく願いいたします。

そこで、住民全体でこの事業を支えていかなければいけないとなると、接続率が大きなテーマになると思うのですが、町として、接続率向上の取り組みと成果について、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 接続率の向上は、加入負担金や下水道使用料等の安定収入の確保につながり、健全な下水道事業運営を行うに当たりまして重要な課題となっております。

接続率の向上策といたしまして、整備に関しましては、下水道の利用者が多く見込まれる区域、例えば集中浄化槽地区や人口密度の高い地区、下水道の要望が高い地区などを優先的かつ効率的に整備を進めております。

次に、啓発活動による接続率向上策といたしましては、町の広報紙に下水道に関する特集記事の掲載や、下水道供用開始時には下水道の案内に加え、下水道の情報チラシを

各戸に配付いたしております。また、供用開始後、2年を経過いたしました未接続の家屋を対象に、下水道へ接続をお願いする啓発チラシを作成し、戸別に配付いたしている状況でございます。

その向上策全体の成果につきましては、整備区域の拡大を図る中で、平成24年度末の接続率は64%であり、最初に供用開始いたしました平成17年度から平成18年度の区域におきましては、接続率が70%を超えていると推測いたしておりますことから、一定の成果を上げていると考えております。

また、啓発チラシの成果につきましては、その年度の接続件数の約2割の方が戸別に啓発した区域、いわゆる2年を経過した未接続家屋からの申請であることから、啓発活動の成果とともに、個人の諸事情に応じて下水道への接続を検討し、計画的に進められておられるのではないかとということも伺えるところでございます。

今後も健全な下水道事業の運営のため、さらに接続率向上に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 供用開始後2年を経過した未接続の家屋を対象に下水道への接続をお願いすることで、一定の成果が出ていることはわかりました。

そのときにも、世代間を超えて環境を守っていくことを理解していただくよう、その辺を説明していただきたいのですが、よろしく願いいたします。

それでは、下水道事業会計の将来の見通しについて、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 町の公共下水道計画では、都市計画決定区域485ヘクタールの完成目標年度を平成43年度として進めております。

その計画による財政推計におきましては、建設にかかります資本的収支の部門におきまして、毎年度約7億5,000万円程度の整備費用を見込んでおり、流域下水道負担金及び公債費を含む事業費の総額といたしましては約290億円が必要となり、その財源は国の交付金や地方債、加入負担金、一般会計からの繰入金となっております。

その繰入金につきましては、平成25年度の予算では2億8,000万円を計上いたしておりますが、今後、元金償還の増加から繰入金も年々増加し、整備が完了いたします平成42年度前後でピークを迎え、約5億円が必要になると推計いたしております。

一方、維持管理にかかります収益的収支の部門では、施設の維持管理費用と汚水処理にかかる流域下水道維持管理負担金、そして、整備にかかる地方債の利子償還があり、

推計いたしております平成62年度までに約99億円を見込んでおります。その財源では、平成31年度頃までは、一般会計からの繰入金に頼る状況が続きますが、普及率が約60%を超え、接続率が現在の60%を維持いたしますと、下水道使用料で賄う割合が高くなってまいり、整備が完了する平成43年度には、維持管理にかかる財源の割合は、下水道使用料が約7割、一般会計からの繰入金が約3割で賄えると推計いたしております。

いずれにいたしましても、建設部門及び維持管理部門におけます公共下水道事業の見通しでは、整備が完了する時期まで一般会計からの繰入金で賄われる部分が非常に大きく、町の財政状況を鑑み、事業の進捗の把握に努めるとともに、接続率の向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、今後の財政推計におきましては、管渠等の下水道施設の耐用年数となるおおむね50年が経過してくることから、施設の老朽化に伴う更新事業についても、計画策定やその財源について検討し、財政推計に反映してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 建設にかかる資本的収支では、総額290億円が必要になり、一般会計からの繰入金に大きく依存していることから、回答にありましたように、町の財政状況を鑑み、事業の進捗状況の把握に努めることが大切になります。状況に即した対応をよろしくお願いいたします。

では、施設の耐用年数である50年を経過し、施設の更新が必要となった場合、どれぐらいの費用がかかるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 下水道施設の維持管理につきましては、毎年度、管渠の点検と清掃を計画的かつ効率的に行い、下水道施設の機能保持に努めておるところでございます。特に、点検作業につきましては、目視点検を中心に管渠の状況を把握することによりまして、管渠の損傷や異物による閉塞等を未然に防ぐとともに、早期に修繕や改修を行うことで施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

また、耐用年数が経過いたしました施設のうち、更新が必要と判断した管渠につきましては、部分改修や管更正工法等の新しい技術の採用や先進地の状況を踏まえまして、今後、計画的かつ経済的に更新が図れるよう研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） できるだけコストを低減する方法で行うようお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

昨今の猛暑は、以前とは違い、異常ともいえるものになってきております。

そこで、その対策として、町内各小中学校へのエアコンを導入すべきだと思うのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 夏休み、いわゆる夏休みが設けられております理由といたしましては、まず第一に、夏場の暑さの中での教室での授業がですね、子どもに過度の負担を与えるということから設けられているというふうに考えておりますが、近年、気温は昔に比べまして暑さが厳しく増してきていると感じられておるところでございます。

文部科学省の学校衛生基準というのがございますが、この基準によりますと、教室の望ましい温度としては摂氏10度から30度でございます。そのうち夏期におきましては摂氏25度から28度程度が望ましいこととされております。

しかし、近年は夏休み期間外におきましても教室の温度が上昇することがあり、夏場における学習環境を整備することの必要性については認識をしておるところでございます。このことから、平成22年度におきまして、小中学校の全教室に扇風機を設置したところがございます。

また、全国の公立小中学校におけますエアコンの整備状況につきまして調べましたところ、平成22年の10月時点でございますが、普通教室で16%、図書室等の特別教室で21.6%、職員室等、管理諸室といたしますが、これで42.6%となっております。そのうち、奈良県におきましては、普通教室で4.3%、特別教室で28.2%、管理諸室につきましては60.8%となっております。普通教室のエアコン整備率は全国的、奈良県内におきましても非常に低い状況でございます。

当町におきましては、各小中学校の保健室を初め、コンピューター室や図書室、また、各小学校のランチルームにエアコンを設置しております。

ご質問の小・中5校への各教室のエアコンの設置となりますと、空調の設置工事と電気設備工事を含めまして、おおよそ3億円以上の多額の費用が必要となりますことや、整備後におきましても、東北の大震災以来、夏期における電力の逼迫が懸念される状況の中、相当の電力を使用することとなります。電気料金の負担増といったこともござい

ますが、そういった今日の社会情勢下において、新たな消費電力が増えるということについてはいかがなものかなというふうには考えております。

以上のことから、現在におきましては、普通教室にエアコンを整備することについては考えにくいところでございます。

しかしながら、将来におきまして、例えば授業時間の増加等々によりまして夏休み期間が短縮をする必要が出てくる場合、あるいはこういったことで夏場の授業日数が多くなった場合や、省エネ技術の進歩によりまして電力などをほとんど要しない空調機器が開発された場合がありますとか、また、エネルギーの供給事情の革命によりまして、安易にエネルギーを使用できることとなった場合におきましては、検討していくことになるのではないかとこのように考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の回答から、2つ質問させていただきます。

まず、国の助成制度が大きく変わり、設備するときの費用が軽減されれば、前向きに検討していただけるのか。

また、現在、エアコンがついているランチルーム及びコンピューター室の使用状況をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、現在のエアコン設置にかかります国の補助につきましては、その年度におけます1市町村当たり総事業費の上限額が定められまして、それが2億円でございます。それが、逆に下限額もございまして、1校当たりの事業費が400万円以上でないと補助金はつきませんよという条件がございます。その補助金の率でありますけども、その整備に要する事業費の3分の1となっております。

町といたしましては、現状の3分の1の補助に対しまして、大幅に高い補助率に変更されるようなことがもしございましたら、先ほど申しあげましたように、検討を要する要件の1つにはなるのかなというふうには考えてございます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） あ、ごめんなさい。もう一点ございました。ランチルームでございます。ランチルームやコンピューター室の使用状況でございます。すみません。

カリキュラムの内容によりましてですね、または時期によって異なっておりますけども、使用頻度につきましては、ランチルームにつきましては25%程度、コンピューター室につきましては小学校で50%程度、中学校では30%という状況でございます。

すみません。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） エアコンについては、諸条件が整ったときに検討をしていただくことはわかりました。

また、エアコンが設置されている教室をうまく使って、子どもたちが少しでも暑さをしのげるようお願いいたします。

最後の質問ですが、ただいま町内の防犯灯の蛍光灯がLEDに変わろうとしておりますが、町内の小学校・中学校のLED照明の導入計画をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小中学校の照明器具のLED化につきましては、幼稚園もあわせて整備を検討するというところで計画を進めているところでございます。

今年度につきましては、このLED化の工事实施に向けまして、まず現状を正確に把握するために校舎の照明器具の配置状況等についての確認を行った上で、工事費について算出を行うための設計業務の委託を行っております。

これを基にいたしまして、LED照明の導入時期につきまして、年度ごとの事業費を勘案した上で、複数年度になると考えておりますが、来年度以降の整備計画を策定し、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 整備計画が具体的になったときには速やかに報告をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従って質問していきます。

まず、歳入歳出決算審査について、その1番目として、監査委員の決算審査と議会の決算認定制度を問うとの質問ですが、決算は歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書であって、予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを示す成果報告書でもあります。

それでは、監査委員の決算審査と議会の決算認定制度の意義とその関連をお示しくだ

さい。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ご質問いただきました決算の認定についてでございます。

これにつきましては、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定によるものでございまして、地方公共団体の長は、決算、証書類及び付属書類を監査委員の審査に付して、その意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされております。

監査委員の決算審査の主眼といたしましては、計算に間違いはないか、あるいは実際の収支が支出命令等に符合しているか、収入・支出が違法でないか、また、予算に適合しているかどうかなどとなっております。

また、議会の決算認定につきましては、先ほど申しあげました監査委員の決算審査に付した決算を、監査委員の意見を参考にしながら審査をいただくものでございます。

これらの決算認定制度がとられております意義としては、予算効果と行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用が重要でございます。決算の結果をその後の予算編成と財政運営に生かすことによって、より一層、町財政の健全化と適正化を図ることができるものと認識をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町村議会の機能を高めるための方策の中に、「決算審査は、ややもすれば執行済のものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する、きわめて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきである」と示されています。これは、税金の使い方を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる決算審査の重要な意義が強調されております。

それでは次の質問。

決算監査の審査結果を、町の行財政運営の改善と適正化のために、どのように生かしているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） この決算審査を通しまして、監査委員からいただきましたご意見あるいはご指摘につきましては、各部課長がそれぞれ部内会議でありますとか課内

会議等におきまして、職員一人ひとりに詳細に伝えまして、全職員が問題意識を持って、その内容の実現に向けて課題の分析あるいは効果の検証を行い、真摯に向かい合うことが必要でございます。

その上で、直ちにその改善に取り組むとともに、時間を要するものにつきましても、その改善に向けて着実な取り組みを進めていくべきものであると考えております。

また、これらの改善に向けた取り組みの状況につきましては、監査委員の方にはその進捗状況をご報告申しあげておりまして、内容によって時間を要する場合もございますが、確実に町政運営に反映をさせてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 決算は、ただ単に認定して終わりではなく、その結果を町の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前向きな意義が重要であります。

何事も同じですが、住民のためにP D C Aサイクルを繰り返すことによって、継続的に業務改善がなされていきます。P l a n、計画では、まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。D o、実施・実行では、組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機付けを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。C h e c k、点検・評価では、途中で成果を測定・評価する。A c t i o n、処置・改善では、必要に応じて修正を加える。これらの一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期もまた新たなP D C Aサイクルを進める。この考え方は、I S O 1 4 0 0 1などの管理システムにも反映されていると思います。

今、議会運営委員会の「あるべき議会像を求めて」の継続審議も、このP D C Aサイクルが基本であることを自戒の念を込めて再確認して、次の質問に移ります。

2番目、決算審査意見書の「むすび」についての質問ですが、監査委員はむすびの①で、一般会計で単年度収支が7, 101万8, 000円の赤字となったことについて、「従来と比較し、町債に頼らず将来の負担を増やさなかったことは良いことである。しかし、これを機に今後の歳入歳出の予算計上を考慮する必要がある。」と述べておられますが、どのように考慮していくのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 今回の決算審査意見書のむすびにおきまして、監査委員からご指摘をいただいております。その中で、平成24年度決算では、単年度収支が7, 101万8, 000円という赤字という結果となったということでございますが、この原

因といたしましては、支出におきまして、前年度と比較いたしまして、一般財源ベースでの伸びが大きく、退職手当負担金で4,681万円、可燃ごみ処理委託料で1億4,069万4,000円、土地開発基金用地取得費で3,019万9,000円、あわ保育園調理室等施設整備事業費で6,873万6,000円の増となっております、これらが主に影響したものと考えております。

この他にも、近年は慢性的な財源不足の状況が続いております。

その主な要因といたしましては、税収の減と、それから少子高齢化の進展によります社会保障関係経費の自然増が挙げられます。65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は、平成10年には4,281人、14.6%でございましたが、平成24年度には7,367人、25.8%までに、人数でいいますと1.7倍と急速に伸びておりまして、社会保障関係のサービス水準を同水準で維持するといたしますと、単純計算で1.7倍の経費が増えてまいります。

今後、さらなる高齢化が進んでいくという中で、現状のままで今後も維持していくということは、人件費を初め経費全般にわたり抑制を図っても、依然として財源不足が生じることが予想されまして、町財政の運営は引き続き厳しい状況が続くものと思われま

す。

これらの状況は全国的な傾向でございまして、その最たる事例は、平成19年に財政破綻いたしました北海道夕張市でございます。石炭産業の衰退という社会的背景もありまして、急速な人口流出、高齢化で税収が大幅に落ち込み、さらには観光開発の失敗等が重なって、財政破綻その時まで債務が大きく膨らみ続けたという状況でございます。

また、ご指摘のありました町債発行についてでございますが、これまでも後年度の財政負担を軽減するために、決算余剰金等を活用いたしまして交付税措置のない町債の発行抑制等の対応を行ってまいりました。今後も、財政状況を見ながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

先ほど申しあげましたあわ保育園の調理室等施設整備事業につきましては、その財源手当として交付税措置のない町債しか活用できなかったことから、町債を発行しないで一般財源で対応したところでございます。

これらのことを踏まえまして、今後の予算編成に当たりましては、持続可能な財政運営の基本であります収支の均衡を第一に考え、町税収入の減少に十分留意しつつ、限られた財源を真に優先度の高い施策に重点的に配分しながら財政構造の一層の健全化を引き続き図っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 補正予算による施策の執行にも1つの要因があるのではないかと
も、私は考えております。補正予算そのものを否定するつもりは決してありません。
当初予算計上時での精査をさらに考慮していただきたいことを申しあげて、次の、施設
の維持管理費についての指摘に対して、それぞれの担当者の認識と対応を問うとの質問
ですが、むすびの③施設の維持管理費についての末尾で、監査委員が「学校の統廃合と
いうのは大変問題が大きく、時間を要すると思われるので、今から考えても遅くないだ
ろう。」と述べておられることについて、教育委員会の対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 本年度に行いました児童生徒の推計、本年度行ったわけであり
ますけども、小学校についてまず言いますと、小学校の児童数につきましては、6年後
の平成31年度におきましては、本年度の児童数より若干上回る結果となっております。
また、学級数におきましても現状を減じることなく、各小学校では各学年において3学
級から4学級の維持が可能という結果となっております。

一方で、中学校の生徒数は本年度より若干下回る、6年後の話でございますけども、
中学校の生徒数は本年度より若干下回る結果となっておりますが、各中学校各学年にお
きましては、4学級から5学級の維持が可能という結果となっております。

この、今申しあげました学級数につきましては、当町が独自に実施をしております3
0人学級で編制した場合でございますが、国の現行の基準に合わせましても小学校にお
いては2学級から4学級の編制で推移するものと考えております。

この6年後の平成31年度と申しますのは、現在の1歳児の人数を基準としておりま
すので、ほぼ正確な数値ではないのかなと考えておりますが、その後の平成35年度に
おきましても、大きな社会情勢の変化等がない限り、小・中学校の児童・生徒数はおお
むね現在の状況とあまり変わらないのではないのかというふうに推測をしているところ
でございます。

また、教育財政効果から見ますと、施設の維持管理費につきましては、統合により一
定の削減効果はあるというふうに推測をされるわけではありますが、光熱水費であります
とか燃料費等の経常的な経費につきましては、児童・生徒数に応じて増減をしていくも
のというふうに考えられることから、大きく減少することはないというふうに考えてお
ります。

ちなみに、当時の財務省が平成17年に、統合した全国の公立小・中学校に対して調

査結果が公表されておるわけでありまして、この調査結果によりまして、統廃合によっても管理費はあまり減少しておらず、都道府県費、いわゆる県費の教職員を除いた町費でありますとか市費の人件費の減少によりまして、学校運営費全体でわずかに減少したという結果もございます。

しかしながら、斑鳩小学校、斑鳩西小学校及び斑鳩中学校の一部校舎の法定の耐用年数が、平成38年から49年に順次到来をしていくことがございますので、この、最初の法定耐用年数が到来する10年前あたり、すなわち平成28年あたりからを目途に、斑鳩町立学校の将来像については検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 本町においては、小・中学校の児童・生徒数は10年後もおおむね現在の状況とあまり変わらないのではと推測されるということ、また、全国の公立小中学校の統廃合によつての管理費はあまり減少していないとの調査結果もあると。このことについては、私は少し疑問もあるんですが、とりあえず、そういう結果が出ているということで、統廃合によることは考えていかないということもお聞かせ願えました。

しかし、本町も庁舎の電力調達に入札制度を導入し、経費の軽減を図っております。この電力調達入札を実施すること一番効果があるのは、夜間の電力消費が少ない学校施設であるとも聞いております。施設の維持管理費の削減のためにも電力調達入札を積極的に実施することを提言して、次の質問に移ります。

地域集会所建築にかかる坪単価についての指摘に関して、その対策をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 地域集会所の建築等にかかります費用につきましては、斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱におきまして、新築、修繕などの補助金の区分ごとに限度額を定めておりますが、決算審査におきまして、建築にかかります坪単価についても補助に上限を設けるなど一定の基準が必要であるとのご意見をいただいております。

この補助単価の上限につきましては、構造、地質、屋根、面積、あるいは風致地区等、さまざまな条件によりまして建築単価が変わってまいりますので、他の市町村の事例等につきまして、今後、調査研究を行うとともに、担当常任委員会にもご相談を申しあげながら、一定の基準について検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

なお、各自治会から地域集会所施設整備費等補助金の交付申請が提出されました際に

は、その整備にかかる費用につきまして、設計図書及び見積書を積算物価等により比較をいたしまして、見積りの妥当性を判断して適正に補助金の交付を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は、建築にかかる坪単価の定義は不確定なこともあり、標準的な坪単価を設定するのはなかなか困難ではないのかなと思っております。

しかし、地域集会所としては不必要または不向きな設計で建築費用が高くなり、結果、坪単価が不必要に高い施設となっている場合も考えられます。積算物価等による比較検討も当然必要ですが、集会所としてその施設が妥当な内容の建物なのかも十分吟味して、補助金を交付してもらいたい。

また、補助金を交付した地域集会所の利用状況、稼働率ですね、稼働率は毎年報告を義務付け、あまりにも低い稼働率の集会所については公表して、その集会所そのものの必要性を再検討すべきであることを提言して、最後の質問に移ります。

監査委員は、むすびの③施設の維持管理費についての中段で、「今後の施策のうちで、施設が必要なものについては、遊休地の利用、遊休地との交換取引、近隣施設の借用等を模索しなければならない。」と述べておられます。

それでは、実質的な遊休地の保有状況と、早期の活用、処分の検討についてお示しください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、実質的な遊休地の状況についてのご質問ということでございますが、町が保有しております公有財産のうち、普通財産のその他の区分にあります公有地につきましては、地域の住民の交流のための多目的広場として開放をいたしております。また、災害時における一時避難所とするなど、その活用を図っております。

また、地域からの要望によって、ごみステーションが設置されるなど、地域においても公共的な活用が図られているところがございます。

しかしながら、老朽化に伴いまして廃止いたしました町営住宅の跡地であります追手団地跡1，479平方メートル、五百井の五百井団地跡地1，857㎡、また、青少年野外活動センターの跡地2，437㎡、旧土地開発公社の代替用地であります興留5丁目地内の2物件680㎡、阿波2丁目地内の1物件392㎡の計6物件、面積をいたしまして6，845㎡は、現在、未利用の状態となっております。

町といたしましては、さらなる公有財産管理の適正運用を図るため、他の公共事業用地への利用や売却も検討しているところでございます。今年度の下半期におきまして、先ほど申しあげました未利用地のうち、青少年野外活動センター跡地、阿波2丁目地内の代替用地につきまして、一般競争入札による公売に向け手続を進めてまいりたいと考えております。

また、その他の保有地につきましても、取得にかかります所期の目的に照らし、その利活用の方法を十分に検証してまいりまして、不用と判断されるものにつきましては処分も検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 2か所の町営住宅跡地につきましては、用途廃止もされていることですが、現状のままでは一般競争入札による公売にかけることすらできないと、私は思っております。それではいつまでたってもこれの活用はできないと思いますので、その土地の活用が可能となる戦略的な手法を検討してもらって、それを実施し、一般競争入札にかけていてもらいたい。そして、早期処分されることを提言して、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 9時45分 休憩）

（午前 9時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

10時00分まで休憩いたします。

（午前 9時46分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、職員の夏季休暇についてですが、この間、役場庁舎や出先など、いろいろなところで話をお聞きする中で、斑鳩町の職員の夏季休暇がこれまでは毎年3日間あったのに、ことしは突然2日間に減ったということをお聞きしました。そして、その理由についてお聞きしても、もう一つよくわからない、明確な答えが返ってきません。今、職員の数が減り、町として募集はかけているものの、退職者が多く、十分な補充ができない中で、一人ひとりの職員の負担が大きくなっていることは、理事者の皆さんが一番よくわかっておられることかと思えます。

そんな中で、職員の労働条件をさらに悪化させるようなことがなぜ行われたのか、非常に疑問に感じています。ですので、今回一般質問で取り上げ、きちっとした形でお答えをいただこうと質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の夏季休暇変更の内容と、その理由についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 職員さんの夏季休暇でございますが、昨年は7月から9月までの間、特別休暇として、できる限り連続して取得するよう3日間の夏季休暇を付与いたしました。連続して取得した職員が少なかったことから、本年度は連続した休暇として取得しやすい環境を整えること、また、夏季における消費電力ピーク時の節電対策を行うことから、電力需要の急激な増加が見込まれる盆明けの8月19日、20日の2日間を本庁舎及び水道庁舎の夏季一斉閉庁としたもので、夏季休暇を一斉取得することにより実施をいたしました。

なお、閉庁日に窓口対応等で出勤されました職員さんにつきましては、7月から8月までの間に、できる限り連続した2日間の夏季休暇を取得するよう付与いたしましたところでございます。

また、職員さんからは、ことしは4日連続で休めてよかったとの声も聞いているところでもございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 確かに、今回、閉庁を2日間とったということについて、このことについて総務委員会でも報告いただきましたが、住民さんからの苦情も特になく、電力の削減ができたという効果について、そういうことが見込めるということであれば

閉庁して、しかもそこにあわせて職員さんも、なかなか日ごろ休みが取れない中で休みを取っていただくということについてはいいかなというふうに思うんですが、ただ、それによってこれまで3日あった夏季休暇が2日に減ってしまうということについて、職員の皆さんから、私は不満の声を聞いています。人によっては連続して2日とか3日取りたいという人もいれば、夏季休暇については7月から9月までの3か月間に3日間取るということで規定されていたかと思しますので、規定されていたというか、これまでそういう形で付与されてきたというふうに思いますので、その取り方については職員さんのそれぞれの事情によって取る、取らないということがあると思いますが、今回、こうした状況で2日に減ってしまうということは、やはり職員さんからしても納得いかないことだというふうに思うんですが。

これですね、このことを職員組合と話し合いをされたというふうに思いますが、その時の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 6月21日に、職員労働組合に今回の取組みの趣旨及び内容等について説明をいたしております。

まず、夏季一斉閉庁の趣旨につきましては、近年の猛暑や原子力発電の部分的な稼働等により、電力供給は決して余力のある状況ではなく、一層の節電対策に取り組む必要があること。また、照明の間引きや空調の温度管理の徹底など、日ごろから節電対策、ひいては二酸化炭素の削減に取り組んではおりますけども、地球温暖化対策の一環としてさらなる取り組みが必要であることから、夏季休暇を一斉取得することによりまして本庁舎等を閉庁し、さらに節電並びに二酸化炭素の削減効果を高めようとしたものであると説明をいたしております。

また、夏季休暇の期間については、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条に規定されております町長が定める期間内における6日の範囲内の期間として、本年度は閉庁の期間と同じく2日間としたものであると説明をいたしております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ここでも夏季休暇は閉庁を2日間にしたからということで、しかもそういうふうに組合に対しては説明していますというふうに、今、答弁されましたけども、こうした労働条件については、労使が話し合いによって決めていくというのが原則になっているというふうに思うんですが、その町の説明に対して労働組合はどういうふうに言っておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 夏季の一斉閉庁については、組合側も一定の理解を示されているところでもございますが、期間を2日間とすることについては、即答できぬものとされております。それと同時に、6月27日付けでじちろういかるがを組合員の皆さまに配付されたところでもございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

（「あ、すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） もう一点だけ。

その後、6月27日に配付されて、その後、ずっと何のあれもなく、8月30日に町長宛に申し入れ書を提出されたところでもございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その申し入れ書の内容についてですが、大まかで結構ですので、その趣旨をおっしゃっていただけますか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 内容ですけども、まず1点目は、不当労働行為であると言わざるを得ません。これは組合の意見ですけども。もう一点は、今回については本来の夏季休暇取得の意義を全く無視したものであるということです。それともう一点は、2日間にして改悪以外の何物でもない。以上のことから、昨年までと同様に9月末までの3日間の夏季取得を復活されたいということでございます。

これが内容でございます。それぞれに対してのコメントは、今ここでは答弁は申しあげません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 組合からは、やっぱり3日できちっと欲しいというふうに要望が出ているということが、今、確認できたと思います。

こうした中で、斑鳩町は今、2日に減らすということでいろいろな問答なんかが起こってますけども、近隣の市町村ではこうした夏季休暇の取得というのはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 3日のところには一番集中的に固まって、一番多いという状況です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 斑鳩町のように2日になっているというところは、他にあるんですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 全国的に見ましたら、夏季休暇のゼロという団体はございますけども、奈良県ではございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それと加えて、国のほうの国家公務員についても、夏季休暇は3日ということを目準にしているというふうに思います。

これまで、斑鳩町も人事院勧告や国に準拠するという形で、その時々の方針を示してこられましたけども、今回、もうその2日に減らすということについては、この国家公務員、人勤などの目準に対してもそれに準拠しないということになってしまうと思うんですが、こうした点も含めまして組合からも要望が上がっていることを鑑みて、最初、答弁の中で副町長のほうから、7月、8月で2日間連続で取るようにというふうにおっしゃってましたので、9月で今からでも、もう1日取るような検討ができないかなというふうに思うんですが、こうした点についてはいかがですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） ことしにつきましては、もうこれで決定させていただいておりますので、2日ということでは今現在のところ、変わりはありません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町のほうはそうして決定するという意思ですけども、先ほど申しましたように、労働条件等については労使の交渉によって決めていくということが原則だというふうに思うんですが、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） これにつきましては、特別休暇でございます、特に定める。あと、有給休暇等につきましては、きっちり取得をさせていただいております。先ほど申しあげましたように、年間の職員さんの有給取得の取得状況がございます。どれだけ有給休暇を取っておるか。それとまた、昨年度までの夏季休暇、3日与えて、どれぐらい平均取っておるか。いろいろ職員さんがおられます。その職員さんの状況を見て2日とさせていただいたものでございまして、例えば有給休暇でしたら、大体、一般職で6日、

技能職員さんで15日間になっております。有給休暇が非常に余っておりますので、やっぱり有給休暇の取得率も上げていただきたいということもあるんです。これはもう、どの職場でも一緒です。公務員に限らず、一般社会でもやっぱり有給休暇の取得の率は上げよという機運にありますので、一般職員さんも、例えば9月にもう1日休めたい、体を休めたいと思うなら、有給休暇を十分活用していただければ、それでよいと思うんです。

それよりもやはり、連続してことしは取っていただいたということで、非常にこれは先ほど申しあげましたように、気兼ねなしに連続4日取れたということで、それについてはやっぱり喜んでおられる職員さんも非常に多いということをやっぴりご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、副町長の思いについては答えていただきましたけども、私が聞いているのは、労使の交渉によって決めていくべきだという点について、組合のほうは、はっきりと反対だと言うてることについて、町はその合意もないまま、このままいくんですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） これ、先ほど申しあげましたように、町長の裁量の範囲となっております。全てが全て労使の合意に基づくものではないということ、まずご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、この労使交渉というのは、信頼関係というのが非常に大事だなというふうに思うんです。そうした条件を作って、職員さんが住民のために頑張って働こうという意欲を持ってもらう職場づくりというのも大変重要になってくると思いますし、今、こうした不満の残る中で、町のほうの一方向的な通告によってこれを押し通してしまうということになりますと、職員の士気に大きく影響が出てくると思うんです。

先ほどから副町長が答弁されていますけども、町長のほうから、こうした考え方について、職員組合の要望に対して応えていくということについてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 先に、1点だけ。

まずは、士気に影響でございますけども、先ほど申しあげましたように、4日連続取れるということで喜んでおられる方は、非常に士気も上がっております。

質問者がおっしゃいます、例えばそれに対して不満を言っている職員さんの士気は、それは下がるでしょう。ただ、士気が上がっている職員さんも多くおられるということもご理解をいただきたいと思います。全体で考えておりますので。要は、有給休暇をいっぱいいっぱいにとって、年次有給休暇もいっぱいいっぱいにとって、常に定時で帰っておられる、そういう職員さんもおられます。有給休暇もあまり取らずに、夏休も取れずに、非常にかわいそうですけども、かわいそうというか、自分がそれで納得しておられる方もそれはおられますけども。それと、残業手当と、職種によってはやっぱり残業もしておられる方もおられます。そこらをならして、どこで平均を取るかということで我々は考えておりますので。どちらの意見を優先するか、それをどこが平均的な職員のパターンであるかを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。士気の上がっている職員さんも多くおられるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 全て副町長がおっしゃっているとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 副町長、有給の取得率が悪いから、その取得率を上げるために夏季休暇を減らすというのは、私は間違った対策だというふうに思うんです。

今、だから、職員さんが少ない中で非常に休みが取りにくいという状況があるので、そのことを改善しようと、対策をしようと思えば、やはり職員さんをふやして、きちっとローテーションなんかで休みが取れるようにしていく。そうした方向で改善していくべきであって、今回のやり方というのは労働条件が大きく後退してしまうということにつながりますので、そうした改善の仕方というのは、私は誤った対策だというふうに申しあげておきたいと思います。

町長のほうからも、副町長が言っているとおりだということで、町長自身のお考え方については述べられませんでした。こうした問題については、私はやはりこのままでは済まないというふうに思います。職員組合のほうも納得しておられないですし、こうした労使間の交渉によって労働条件を決めていくという原則がきちっと確保されないということについても、非常に問題だというふうに指摘をしておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次の2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、社会保障改革プログラム法案についてということで上げさせていただきましたが、これについては、政府が、8月6日に社会保障制度改革国民会議から提出された報告書の内容を踏まえて、医療制度や介護保険制度を中心に制度の見直しを行うスケジュールを示したプログラム法案の骨子を8月21日に閣議決定いたしました。2014年度から2017年度までに政府が実施する政策を挙げ、10月の臨時国会で法案を提出する予定です。

その骨子については、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の4つの分野で、消費税率の引き上げを前提に、給付と負担の見直し策を展開しています。まだ詳細については明らかになっていない部分もありますが、このプログラム法案については、社会保障の維持強化をスローガンに消費税の増税を迫り、社会保障については充実するどころか大幅な切捨てを行う、そんな内容が盛り込まれたものだとマスコミでも取り上げられています。

こうしたことから、今後、実際に法案が通り、実施されてしまったら、町行政や住民生活にとってどういった影響が出るのか、4つの分野ごとにお尋ねをしていきたいと思っています。

それでは1点目の少子化対策について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） プログラム法案につきましては、まだ現段階では検討なり審議されている最中でございますので、質問者がおっしゃいましたように、平成25年の8月6日に社会保障制度改革国民会議の報告書、あるいはそれに基づきましての8月21日に閣議決定をされました社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子について、これらから得られる情報によりお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、少子化対策についてでございますけれども、少子化の問題は社会保障全体にかかわる問題であり、子育て支援は親子、家族のためだけでなく、社会保障の担い手の確保や経済成長につながり、日本社会の未来への投資であると認識し取り組むべきであるというふうにされております。

社会保障と税の一体改革の中で子育て支援が位置づけられまして、子ども・子育て新制度を設けて永久財源の確保が決定されたことは、大きな前進であるものと考えているところでございます。

国民会議の報告書では、少子化対策分野の改革としては、過去20年間の施策で少子

化に歯止めがかからなかった過去の対策を改めて精査し、危機感を持ってさらなる集中的な施策を進めていく必要性や、少子化対策の抛出に企業が協力する必要性などが指摘されております。

具体的な課題としましては、1番目に子どもの発達初期を支える環境整備と地域の子育て支援の推進、2番目として両立支援の観点からの待機児童対策と放課後児童対策の充実、3点目として妊娠・出産から子育てまでの連続的支援、4番目として仕事と生活の調和の推進、5番目として少子化対策の機能強化に向けた財源確保の5つの課題が示されております。

まず、子どもの発達初期を支える環境整備と地域の子育て支援の推進につきましては、現在進められております子ども・子育て支援の新制度に基づきまして、認定こども園の普及や小規模保育の推進に加え、市町村による子育て支援事業の充実を図るというふうにされております。

次に、2番目の両立支援の観点からの待機児童対策と放課後児童対策の充実といたしましては、地域の子育て支援ニーズを把握し、保育所の定員拡充や保育の量、質の確保を行うとともに、学童保育の環境整備の必要性が指摘されております。

3番目の妊娠・出産から子育てまでの連続的支援といたしましては、親の育児不安や児童虐待の増加等の状況を踏まえる中で、妊娠期から子育て期まで相談・支援体制を整備するとともに、市町村、医療機関、保育所、幼稚園、学校等、さまざまな機関の関係者がその機能の連携と情報共有を進めるというふうにされております。

4番目の仕事と生活の調和の推進といたしましては、企業による仕事と子育ての両立支援のさらなる推進が課題とされておりました。次世代育成支援対策推進法について、平成27年度以降も10年間延長して改善を検討すべきとされているところです。また、育児休業の取得が難しい中小企業で働く労働者や非正規労働者、男性労働者の育児休業の取得促進に力を注ぐべきであるとされています。

最後に、5番目の少子化対策の機能強化に向けた財源確保といたしましては、社会保障と税の一体改革で消費税増税分により7,000億円の財源が確保されることが決まっておりますけれども、さらに3,000億円の財源の確保を図る必要性が指摘されているところでございます。

このように、子育て支援が社会保障の柱として位置づけられたことは、子育て世代の住民の方のみならず、市町村の児童福祉にとっても非常に大きな変化であることから、今回の社会保障制度改革で指摘されている少子化対策分野の課題及び改革の方向性につ

いては、さらに調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、答弁にありましたように、いくつかの分野で具体的な課題が示されていますが、この少子化の分野でも、待機児の解消などを挙げて子ども・子育て支援システムの導入が行われます。この子ども・子育て支援システム、支援の新制度については、そもそも新制度移行に伴って国や行政の公的責任を大幅に後退させるものだと大きな問題があるというふうに考えています。

しかし、既に来年度の計画策定に向けて調査が進められており、町として対応が迫られていることから、この6月議会でも指摘をさせていただいたように、斑鳩町にはなじまないという部分が多い制度ではあるかと思うんですが、斑鳩町として活用できる部分については最大限に活用し、保育の基準を後退させないという立場で、町の裁量でできる限りのことをしていただきたいというふうに思います。

それともう1点、気になったのですが、財源の問題についても触れられていました。確かに、子育て支援が社会保障の柱だということで位置づけられたことについては、私はそういう観点は間違っていないというふうには思いますが、しかし、今その財源として消費税の増税が言われていますが、この消費税率を引き上げると日本経済も国民生活も破壊されてしまうという指摘が多く、専門家からされていますし、国民の多数が引き上げに反対をしているという状況です。

私は、今、政府が進めようとしている消費税の増税が、社会保障を充実し支えるものにはなり得ないというふうに感じています。ここでこのことについて、消費税のことで議論はしませんけども、このプログラム法案自体がこうした問題をはらんでいるという点についても指摘をしておきたいと思います。

次に、2点目の医療制度について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 次に、医療制度改革にかかわる主なものを述べさせていただきます。

まず1点目は、医療保険制度の財政基盤の安定化、2点目は保険料にかかります国民の負担に関する公平の確保、3点目は保険給付の対象となる療養の範囲の適正化、そして4点目は高額療養費の限度額の見直しについてでございます。

まず、医療保険制度の財政基盤の安定化につきましては、国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移行するということが掲げられております。国民健康保険の財政基

盤を安定させるため、現在、市町村が行っている運営を都道府県が担うこととし、再来年の法案提出を目指して平成29年度までを目途に実施するというふうに掲げられております。

次に、保険料にかかります国民の負担に関する公平の確保という点でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の低所得者に対します保険料の軽減措置の拡充が図られるということとともに、後期高齢者支援金の総所得割の導入が掲げられております。

後期高齢者医療制度には被用者健保と国民健康保険から後期高齢者支援金という財政支援が行われておりますが、この後期高齢者支援金は、現在、各健康保険からみずからの加入者数に応じて拠出する加入者割というルールになっております。このルールのもとでは、加入者の平均所得が高い健康保険も低い健康保険も、加入者一人当たりの後期高齢者支援金は同じ額となっておりますが、各健康保険の加入者の所得水準にかかわらず同率で後期高齢者支援金を拠出する総報酬割に変更しようとするものでありまして、これによりまして組合健康保険、あるいは共済組合は拠出金の負担は増となり、一方、協会健保は拠出金は減になるということが考えられます。協会健保に投入している国庫負担金が不要となるか減少となりまして、その結果、その分を赤字であります国保財政に投入していこうという考えでございます。

3番目に、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化というところでは、70歳から74歳の方の医療費の窓口負担の引き上げ、現在1割が2割になるということと、高額療養費の限度額の見直しが掲げられております。

ご承知のように、現在、70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は、法律では2割と規定されておりますけれども、毎年度2,000億円の国費を投入いたしまして1割に据え置かれていたところでございます。これを、平成26年度から、施行日以降に70歳に到達した高齢者から段階的に2割負担にしていこうというものでございます。厚生労働省によりますと、70歳から74歳の一人当たりの平均自己負担額、現在は年額で4万5,000円と言われておりますけれども、高額療養費の適用を受けてもこの額が7万4,000円に増えるというふうに試算をされているところでございます。

最後に、4番目の高額療養費の限度額の見直しにつきましては、医療費の自己負担に上限額を設けております高額療養費の制度、これを、所得区分を細分化いたしまして、負担能力に応じた限度額に見直していこうというものでございます。

現時点では、具体的あるいは確定的な数字等が示されていないものも多くありまして、

この改革よっての影響というのは定かではございせんが、町といたしましては、国が現在進めております社会保障制度改革、少子化と同様でございすけれども、この動向には十分注視してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ここでもいくつかの項目が挙げられてますが、私、聞いてて、大きなものとして、70歳から74歳の方の自己負担分、いわゆる窓口で払うお金ですね、これが1割から2割に引き上げられると、一人当たり、先ほど部長が示していただいた数字だと2万9,000円、およそ3万円の負担増になるという点です。

現在70歳になっている方の負担はこの改定によっては変わりせんけども、平成26年度の施行日以降70歳になった方から適用されるとのことですが、この斑鳩町で、じゃあそうした方の割合がどれぐらいあるのかという点について、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

現在、斑鳩町で70歳から74歳の方というのは何人おられて、そのうちの1割負担の方が何人おられて、あと、一定所得のある方で3割負担になっている方の人数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 町が保険者であります国民健康保険での状況ではございすけれども、平成25年8月1日現在で、70歳から74歳の被保険者は1,610人となっております。そのうち、全体の94%に当たります1,512の方が1割負担、残り6%に当たります98の方が3割負担となっているところでございす。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、70歳から74歳の方の94%が、今後、改定によって、これから70歳になる方の94%がもう2割負担になってしまうと。3万円の負担増になるということです、私はこれ、相当大的な負担増になるかと思ひます。ただでさえ今、高齢者の方というのは、年金を切り詰めて生活されておられる状況をよくお聞きします。そうした高齢者の生活に追い打ちをかけるということになります。この点でひとつ、この自己負担の増が問題だということに加えて、今回、プログラム法案で前提としているのが消費税の増税です。この消費税の増税、さらに、後にも出てきますけども、年金給付の切下げについても提案をされておまして、二重、三重の負担増を高齢者に覆いかぶせるという形になるこのプログラム法案というのは、私は、非常に見過ごせない部分があるというふうに思ひます。

町のほうでも、答弁の中で、国の動向については注視をするというふうに答えていただいておりますので、こうした住民さんにどういう影響があるのかということについては逐次つかんでいただいて、町としてできることがどこまであるのかというのとはわかりませんが、住民さんにとっていち早くやっぱりお知らせをするとともに、町でできる対策についても検討していただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それでは次に、3点目の介護保険制度について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは次に、介護保険制度の主な内容についてご説明申し上げます。

今回示されておりますのは、まず1点目といたしましては、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、また、2点目としましては、地域支援事業の見直しに併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、3番目は一定以上の所得を有する方の利用者負担の見直し、4番目は施設入所時等の食費居住費である補足給付の支給要件の見直し、5番目は特別養護老人ホームにかかります施設介護サービス費の支給対象の見直し、6番目は低所得者の第1号被保険者の保険料の負担軽減などが示されております。

まず、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しと、2点目の地域支援事業の見直しに併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しという点でございますが、要支援者におきましては、現行制度では保険給付により受けている介護予防訪問介護、ホームヘルプサービスなどがございますが、それらの予防給付サービスが地域支援事業の中で実施するというふうにされております。

その具体的な内容といたしましては、現行、指定を受けた事業者からのみ受けているサービスの提供が、NPO法人やボランティア等によるサービスの提供も可能となるということから、市町村によってその提供されるサービスの質や量に少なからず影響が出るものと考えてはおるところでございます。

次に、一定以上の所得を有する方の利用者負担の見直しであります。これは、現在の利用者負担が所得水準に関係なく一律となっていることから、制度の持続可能性や公平性の観点から、一定以上の所得を有する利用者の負担を引き上げようというものでございます。今後、国において示されるであろう一定額以上の所得を有する方について、現行の1割負担から引き上げられる可能性が高いというふうに考えております。

次、4点目の施設入所時の食費や居住費である補足給付の支給要件の見直しでは、居住用資産や預貯金等の資産を勘案した上で対象者を認定する旨の改正内容となっておりまして、今後、国が示す以上の資産保有者につきましては、食費や居住費の施設利用料に影響が出てくるものと思っております。その認定方法等はまだ示されてはおりませんが、その方法によっては町の事務負担の増加にもつながるものと懸念しているところでございます。

次に、特別養護老人ホームにかかります施設介護サービス費の支給対象の見直しでございまして、現行は要介護1より重度の方の要介護認定を持っていれば特別養護老人ホームに入所することができますが、これを、中度あるいは重度に重点化を図るというものでございまして、このことから、要介護1、要介護2の軽度の要介護者については入所できないとする可能性が高いというふうに考えております。

ただし、現在既に入所されている軽度の入所者につきましては、経過措置が設けられておりまして、退所することはないというふうには聞いているところでございます。

最後に、低所得者の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減では、住民税非課税世帯に属します住民税本人非課税者等におきまして、介護保険料率が現行の割合から低く設定をし、軽減措置を拡充すべきだというふうにされているところでございます。介護保険につきましては、現在、厚生労働省の社会保障審議会の介護保険部会で審議、取りまとめが行われているところでありまして、これにつきましても、その動向には十分注意してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この介護の分野のところでもいくつか課題が示されました。

それで、この中に町の事務負担の増加も懸念をされるということで答弁されてます。そうして、住民の皆さんへの影響で言うと、要支援1、2の認定を受けている方が介護保険から外されると。町が行っている地域支援事業での対応が迫られていると。このまま、もし法案が通ってしまうと、そういうことになっていくというふうに思いますが、この点でもう少し具体的に、町としてどんな問題が出てくるのか、今わかる範囲で構わないのでお示しいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 影響につきましては、先ほども申しあげましたけれども、現在は指定を受けた事業者からのみサービス提供が行われてますが、それがNPO法人やボランティア等によるサービス提供も可能となるということから、実質、指定事業所

からのサービス提供というのが難しくなるのではないかと考えております。

そのことから、提供されるサービスの質や量が、実際、町として確保でき得るのか、あるいは市町村によってサービスに格差が出てくるのではないかというふうに思っております。そのあたりは課題であるというふうに思っております。

それともう一点、財源的な部分でございますけれども、現行の予防給付であれば、被保険者がその介護度に応じた支給限度額の範囲内の利用である限りは、その必要な費用は、もちろん保険料ですね、保険料と公費、国庫負担金、県負担金なりの公費により賄われるということになります。地域支援事業になりますと、現行の仕組みそのままですとすれば、各市町村の介護保険事業計画に定めます介護給付等の対象サービスの見込み量に基づくその介護給付、それから予防給付に見込額の3%の範囲内、さらに、このうち介護予防日常生活支援総合事業は2%以内でないと国庫等の負担が保証されないというルールがございます。この範囲を超えた場合には原則として第1号被保険者の保険料で賄わなければならない、あるいは場合によっては市町村が持ち出さなければならないというふうになっておまして、こういう財源面で保険料への影響、あるいは市町村の財政への影響については、かなり懸念を持っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今お聞きすると、はみ出した分は保険者の方、被保険者の方の負担か町の負担になってしまうという部分で、全く国の責任を投げ出すような制度改定だなというふうに思いますし、この法案ですね、私は何としても、もう通すべきではないなというふうには感じてるんですが、もしこのまま通ってしまったら、町としてどういった形で運営をしていくのがベストなのか、また、町としてどこまでどういうことができるのかということ、早い段階から研究をしていただいて、本来、支援が必要な方がこうした制度から漏れてしまうとか、また、財政的に運営が困難になってしまうということも想定されますので、こうしたことへの対応については、今の段階から調査研究をしておいていただきたいというふうに思います。

また、もう一点気になったのが、要介護1、2の方が特別養護老人ホームに入れなくなってしまうという点ですが、斑鳩町の在住の方で、現在既に特別養護老人ホームに入所をされている方というのは、今何人おられるんでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現在、保険給付でわかる部分につきましては、5月サービス提供分でございますけれども、特別養護老人ホームに入所されている方102人の

うち、要介護1が2人、要介護2が20人でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、およそ20%の方が、本来必要であるのに特別養護老人ホームに入れなくなってしまうという状況が、この改定によって生まれてくるということだと思います。

現在、特別養護老人ホーム自体が足りなくて待機をされているという方もいらっしゃいますが、こうした対策、抜本的な対策をしようと思えば、やはり特養を作っていくということが必要なのであって、要介護1、2の人を締め出して、例えば待機の改善を図るとか、もしくは国の社会保障費の支出を削減するという目的による今回の改定というのは、改善ではなく、もう全くの改悪だというふうには言わざるを得ないというふうに思います。

この点についても、先ほどと同様に、住民さんにしっかりとやっぱり周知をしていただくとともに、町としてできる対策について、早い段階から調査研究を行っていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、4点目の公的年金制度について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 公的年金制度につきましては、年金生活者支援給付金の支給、あるいは基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮、遺族基礎年金の支給対象の拡大などの措置の実施を行っていくとともに、1点目としてマクロ経済スライドに基づきます年金給付の額の改定のあり方を見直していくということ、2番目として短時間労働者に対します厚生年金保険や健康保険の適用範囲の拡大、3番目といたしまして高齢期における職業生活の多様性に応じて、一人ひとりの状況に踏まえた年金受給のあり方、4番目として高所得者の年金給付のあり方及び公的年金等の控除を含めた年金課税のあり方の見直しを掲げております。

年金につきましては、中長期的な内容の変更が多く含まれておりまして、町といたしましては、この中で特に、国民年金のあり方にかかるものについては、先ほどと同様、十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長のほうでも縷々おっしゃっていただきましたが、もう既に10月から段階的に2.5%、年金給付は削減するという事は決まっています。その上にさらに物価スライドですね、毎年、年金給付の減額。さらには年金支給時期の

先延ばしとか、公的年金控除の縮小による年金課税強化についても、政府は検討を加えて必要な措置を講ずると、改悪の実施をうたっています。

今、国民の年金制度への不安とか不満、不信感というのが非常に高まっていると。私も近所の若い人と話をしても、将来、そんなん私たち年金もらえるかどうかわからないと。ほんなら保険料払うの嫌やという声はしょっちゅうお聞きします。若い人でも将来の年金のことを非常に心配してるという状況が広がるもとので、政府がさらにこの年金制度を後退させるというような今回の法案については、国の対策としては全く逆行しているというふうにしか考えられません。

ただ、部長のほうで、特に国民年金の動向については注意をしていくという答弁をおっしゃっていただいております。年金の部分については、医療や介護と違って、国から事務事業の委託を受けているという形なので、町の裁量でできる部分というのはあまりないかというふうに思いますが、住民の皆さんにとって今後どういう影響が出るのかという点については、つかんでいっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

この社会保障改革プログラム法案について質問をさせていただきましたが、全体を通じて消費税増税を実施して財源にするという点、しかし、改革という名のもとに行われようとしているのは社会保障の大幅切り捨てであるというふうに、いろいろ質問を通じて私も確信をいたしました。こんな法案が可決してしまったら、住民の福祉はぼろぼろにされてしまうと思います。個々に対応が必要だという問題もありますが、全体としては、私は本当にとんでもないものだというふうに思います。

これから10月の臨時国会に提出すると政府は言ってますので、国会のほうで審議をされていくものだというふうに思いますが、町としてもこの法案に対して中止を求める声を上げていくべきだというふうに考えますが、町長はこの点で、何かお考えがあればお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 別段ございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これから地方六団体等の協議が始まっていくかと思っておりますので、私は、この住民にとって非常に悪い影響のある制度改定について、やはり町長も、住民の福祉を守るという立場からしっかり国に対して抗議をし、最悪、法案が通ったとしても、その六団体協議の中でいろいろな部分が食い止められる可能性もありますので、そういう点も視野に入れて、この法案の動向について、町長についても注視をしていって

いただきたいと。今、まさかそんな答えが返ってくるとは思っていませんでしたが、この点についても強く要望しておきたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3つ目については、子ども医療費の無料化の考え方についてということで挙げさせていただいております。

斑鳩町では、現在、中学校卒業まで、入院・通院とともに医療費無料化を町独自の制度として実施されています。多くの住民の皆さんから喜ばれ、また、町外の方からも高い評価をいただいております。

こうした医療費無料化などの子育て支援策が充実していることで、町外から、斑鳩町で子育てしたいとわざわざ転入してこられるケースも、最近ではもうまれではなくなってきました。

私は、こうしたこれまで高い評価を得てきた医療費無料化制度、医療費無料化について、より充実をさせていきたいという立場で、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは、まず1点目のこの取り組みの意義と効果について、町はどのように認識されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、子ども医療費にかかります助成につきましては、国の制度ではなく、それぞれの自治体の判断で実施される地方の単独事業でございまして、自治体によってその制度の内容が異なり、同じ医療サービスを受けていても住んでいる地域によって助成を受けられる条件、自己負担額、支払い方式などが異なっております。

平成24年度では、全ての都道府県及び市町村で何らかの形で子どもの医療費の助成をしております。市町村が都道府県基準でそのまま実施する場合と、市町村が上乗せして助成内容を充実させる場合があります。

奈良県の場合は、現在、県基準では、ゼロ歳児から就学前の乳幼児の入院・通院に対しまして助成を行っております。ただ、所得制限がありまして、入院・通院で1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の負担が必要になっております。

本町の子ども医療費助成制度につきましては、子どもを安心して産み育てるまちづくりを目指す中、平成21年4月からの小学生の入院までを拡大し、さらに、平成22年4月からは入院・通院とも中学校卒業まで拡大いたしまして、所得制限や県のような一部負担を設けない形で実施している状況でございます。

その効果ではございますけれども、子ども医療費の無料化といいますのは、育児の経済的負担の軽減や、将来を担う子どもたちの健康の保持・増進、少子化対策を進める上で町にとっては重要な事業と考えております。

また、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します合計特殊出生率が、これまで国、奈良県の率よりも下回っていたものが、平成21年度からは国、県の平均を上回っておりまして、23年度では国が1.39人、県が1.27人であるのに対しまして、本町は1.42人になったことから、この事業を初めといたしまして、本町の種々の子育て支援・少子化対策の効果が出てきたのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、出生率についても部長のほうで数字を示していただきましたが、次世代育成支援の行動計画を作ろうという話があったとき、私、記憶しているのは、斑鳩町の出生率というのは奈良県下でも下から2番目であったというふうに思います。それが今、奈良県の平均を超えて上回っているという点については、非常に評価できるものでありますし、この間、取り組んできた施策が実を結んでいるというふうに考えています。

こうした子育て支援の取り組みなんですが、医療費無料化を拡大するということの効果について認識が広がり、今、近隣でも医療費無料化の拡大を実施している自治体が増えてきていますが、こうした近隣の状況について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 近隣の状況でございますが、まず平群町では、通院は県基準の就学前まで、入院は小学校卒業までの実施となっておりますが、来年4月からは、通院・入院とも高校1年まで拡大して実施される予定と聞いております。所得制限、自己負担はございません。

次に三郷町は、通院・入院とも小学校卒業までの実施となっておりますが、この10月から通院・入院とも中学校卒業まで拡大して実施される予定と聞いております。所得制限はございますが、自己負担はございません。

安堵町におきましては、通院・入院とも県基準のとおり就学前までで、所得制限はありませんが、入・通院で1件当たり500円、14日以上入院で1,000円となっているところでございます。

上牧町では、通院・入院とも小学校3年生までで所得制限はありませんが、入・通院

で1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の自己負担となっております。

王寺町では、通院は県基準の就学前まで、入院は中学校卒業までの実施となっておりますが、この10月からは通院につきまして中学校卒業まで拡大して実施される予定となっております。所得制限はございません。また、負担につきましては、通院で1件当たり500円の自己負担、入院は自己負担なしとなっておりますが、この10月からは入院につきましても1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の自己負担を取られるというふうに聞いております。

広陵町は、通院・入院とも中学校卒業までで所得制限はありませんが、入・通院で1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の自己負担となっております。

最後に河合町でございますが、通院・入院とも県基準の就学前までで所得制限があり、入・通院で1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の自己負担となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 詳細に報告いただきましてありがとうございます。

もう1つ、こうしたそれぞれの市町村の動向を受けて、今、県のほうがこの医療費無料化の制度の見直しについて検討しているというふうな話を聞きますが、町のほうでつかんでおられる情報はありますか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現在、奈良県では市長会、町村会からの乳幼児医療費助成対象拡大の要望を受けまして、ワーキンググループを設置いたしまして、県の助成制度の見直しの検討を行っているものでございます。

これまで検討会、2回開催をされておまして、それぞれ市町村の意見を聞く中で、県から2つの案が示されております。

まず第1案は、通院をこれまでと同じ中学校就学前まで、入院は中学校卒業までという案。第2案が、通院・入院とも小学校卒業までということでございます。

ただ、いずれにいたしましても、本町の場合には、既に中学校卒業まで通院・入院とも事実上無料ということですので、県からの補助の対象が拡大されても、直接斑鳩町の住民の方に制度的な変化というのはございませんが、ただ、県からの補助金が当然、これまで増えるということになりますので、投入しております一般財源を他の子育て支援や少子化対策、あるいは他の事業にあてることができるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、こうした県の動向なんかも踏まえて、これまで以上に医療費無料化を拡大していくということが実現可能じゃないかなというふうに思っています。

この間、やはり18歳以下の子どもがいるご家庭に対して、斑鳩町としても、国からの通達も受けて、短期保険証は担当課に止め置くことなく、そのご家庭に必ず手渡しをすると、1件も残さずにそういうことを実施されてきています。

先ほど部長もおっしゃいましたように、経済的な負担の問題で子どもさんが病院にかかれなくなるというような子どもの貧困をやっぱり防いでいくということにも非常に効果があるというふうに思いますし、先ほど、県のほうの2案を示されましたが、ぜひ、通院について小学校卒業まで実施していただきたいという声を町のほうからも上げていただいて、そうして実現した制度、県からの補助金も活用して、さらに医療費の拡大の検討を図っていただきたいというふうに要望を申しあげまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時59分 散会 ）